

# 高等学校入学者選抜における受検上の配慮に関する参考資料

令和4年12月

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

## はじめに

高等学校入学者選抜における配慮については、「高等学校の入学者選抜の改善について（通知）」（平成9年11月28日付け文初高第243号初等中等教育局長通知）や「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月1日付け19文科初第125号初等中等教育局長通知）において、障害の種類や程度等に応じて適切な評価が可能となるよう、学力検査の実施に際して一層の配慮を行うとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を図ることや別室での実施、出題方法の工夫、試験時間の延長、人的な補助など、可能な限り配慮を行うこととされています。

また、平成28年4月1日には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、国や地方公共団体、事業者等において、障害のある人に対して合理的配慮を提供することが求められるようになるとともに、同法に関連して、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年文部科学省告示第180号）（以下「対応指針」という。）が示されました。対応指針において、入学試験等における配慮として、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能やタブレット端末等のICT機器の使用、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行うなどの例示がなされています。

このように、障害のある生徒に対する入学試験等における受検上の配慮については、配慮を行う必要性や配慮の例が示され、既に、高等学校入学者選抜等の実施者において適切に対応されているところですが、この度、高等学校入学者選抜の実施主体である教育委員会等が受検上の配慮を行う際の参考として、基本的な考え方や配慮の例を取りまとめました。

本資料が、高等学校入学者選抜等における受検上の配慮を検討する上での参考資料として活用されることを期待しています。

令和4年12月

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

※ 本資料に示す手続きや配慮の例はあくまでも一例であり、高等学校入学者選抜等における受検上の配慮は、記載されている内容に限定されるものではなく、学校生活において提供される合理的配慮と同様に一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて対応されるものである。

# 目次

## 第1編 高等学校入学者選抜における受検上の配慮の提供に向けて

1. 受検上の配慮が必要な場合の基本的な考え方
2. 高等学校入学者選抜において実施されている受検上の配慮
3. 受検上の配慮が必要な場合の手続き

## 第2編 受検上の配慮に関する例

- ・ 視覚障害のある生徒に対する配慮の例
- ・ 聴覚障害のある生徒に対する配慮の例
- ・ 知的障害のある生徒に対する配慮の例
- ・ 肢体不自由のある生徒に対する配慮の例
- ・ 病弱・身体虚弱のある生徒に対する配慮の例
- ・ 言語障害のある生徒に対する配慮の例
- ・ 自閉症のある生徒に対する配慮の例
- ・ 情緒障害のある生徒に対する配慮の例
- ・ 学習障害のある生徒に対する配慮の例
- ・ 注意欠陥多動性障害のある生徒に対する配慮の例

### 参考資料 (以下の資料名をクリックすると、文部科学省又は国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)ホームページのリンクが開きます。)

- ・ [高等学校の入学者選抜の改善について\(通知\)\(平成9年11月28日付け文初高第243号初等中等教育局長通知\)](#)
- ・ [特別支援教育の推進について\(通知\)\(平成19年4月1日付け19文科初第125号初等中等教育局長通知\)](#)
- ・ [共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進\(報告\)\(平成24年7月23日初等中等教育分科会\)](#)
- ・ [文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について\(平成27年11月26日付け27文科初第1058号生涯学習政策局長、初等中等教育局長連名通知\)](#)
- ・ [障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～\(令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課\)](#)

# 第1編 高等学校入学者選抜における受検上の配慮の提供に向けて

## 1. 受検上の配慮が必要な場合の基本的な考え方

高等学校入学者選抜における配慮については、「高等学校の入学者選抜の改善について（通知）」（平成9年11月28日付け文初高第243号初等中等教育局長通知）や「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月1日付け19文科初第125号初等中等教育局長通知）において、障害の種類や程度等に応じて適切な評価が可能となるよう、学力検査の実施に際して一層の配慮を行うとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を図ること、別室での実施、出題方法の工夫、試験時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこととされています。

また、初等中等教育段階における合理的配慮については、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日中央教育審議会初等中等分科会）において、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

平成28年4月1日には、「障害者差別解消法」が施行され、国や地方公共団体等の行政機関等や事業者においては、障害のある人から意思の表明があった場合には、障害のある人に対して、合理的配慮を提供することが求められることとなりました。同法に関連して、文部科学省が所管する分野における事業者が同法の趣旨を踏まえて適切に対応するために必要な事項を定めた「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年文部科学省告示第180号）においては、入学試験等における配慮として、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能やタブレット端末等のICT機器の使用、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行うなどの例示がなされています。

（参考）文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（該当箇所抜粋）

1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例 障害のみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

○ 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。

○ 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

(3)ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

○ 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。

## 2. 高等学校入学者選抜において実施されている受検上の配慮

文部科学省では、平成21年度より、公立高等学校入学者選抜において実施された障害のある生徒への受検上の配慮事項に関する調査を実施しており、配慮を行った学校の数には年々増加傾向にあります。

令和4年度に実施した調査の結果では、公立高等学校入学者選抜において障害のある生徒に対して行った配慮事項として、例えば、試験室や座席に関する配慮、持参して使用するものに関する配慮、問題用紙に関する配慮、リスニング試験に関する配慮、面接試験に関する配慮等があり、近年、学校におけるICT機器の整備・活用が進められていることなどから、ICT機器を活用した配慮事項もみられるようになってきています。

(参考：令和4年度高等学校入学者選抜における「障害のある生徒」に対する受検上の配慮の状況  
 (「令和4年度公立高等学校入学者選抜に係る改善状況調査」(文部科学省実施)より)

(1) 実際に配慮を受けた生徒の数		3752人		
(2) 実際に行った配慮の内容		(件)		
解答方法や試験時間に関する配慮	点字解答に変更	試験時間の延長	有	1
	点字解答に変更		無	0
	チェック解答に変更		有	0
	チェック解答に変更		無	4
	代筆による解答に変更		有	9
	代筆による解答に変更		無	4
	解答方法に変更なし(時間延長のみ)		有	257
試験室や座席に関する配慮	洋式トイレ又は障害者用(多目的)トイレに近い試験室で受検		86	
	窓側の明るい座席を指定、座席を試験室の出入口に近いところに指定するなど座席の指定		973	
	別室の設定		1683	
持参して使用するものに関する配慮	拡大鏡等の持参使用		48	
	照明器具の持参使用		0	
	補聴器又は人工内耳の装用(コード含む)		225	
	特製机・椅子の持参使用		49	
	車椅子の持参使用		103	
	杖の持参使用		60	
その他の配慮	拡大文字問題冊子の配布		171	
	照明器具の試験場側での準備		0	
	手話通訳士等の配置		0	
	注意事項等の文書による伝達		64	
	リスニングの免除		21	
	リスニングにおける音声聴取の方法の変更		116	
	試験室入口までの付添者の同伴		29	

介助者の配置	95
特製机・椅子の試験場側での準備	71
問題文等の読み上げ（音声も含む）	62
問題文等へのルビ振り	415
面接での話し方の配慮	370
面接方法の変更（集団から個人面接に変更、筆談での対応等）	293
休憩時間の延長	16
試験時間中の薬の服用	58
吸入器の持参使用	17
ICT機器（PC・タブレット等）の使用	36
その他	972

### 3. 受検上の配慮が必要な場合の手続き

受検上の配慮は、学校生活において提供される合理的配慮と同様に一人一人の障害の状況や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、決定に当たっては、高等学校入学者選抜の実施者である教育委員会等（以下「都道府県教育委員会」という）が体制面、財政面も勘案し、「均衡を失した又は過度の負担」について、個別に判断することとなります。

ここでは、これまでに実施された各都道府県教育委員会における取組を参考に、都道府県教育委員会が受検上の配慮を行うまでの手続きについて一例を示します。

（受検上の配慮を行うまでの流れ（例））

- ① 生徒・保護者及び学校関係者への周知
- ② 生徒・保護者からの申出
- ③ 関係者による調整及び配慮事項の決定
- ④ 受検上の配慮の提供

#### ① 生徒・保護者及び学校関係者への周知

適切かつ円滑な受検上の配慮の決定・提供を行うためには、都道府県教育委員会、中学校、高等学校、市町村教育委員会などの関係者が連携することが求められます。そのため、都道府県教育委員会は、生徒・保護者及び学校関係者に対して、受検上の配慮に関して、各種手続き、想定される具体的な配慮、相談できる関係機関や時期など、生徒・保護者及び学校関係者が知りたい情報を分かりやすく整理し、周知することが必要です。また、出願が開始される前に、生徒・保護者及び学校関係者を対象として、受検上の配慮に関する説明を行ったり、生徒・保護者が受検上の配慮に関する個別の相談を受け付けたりするなど、時間的な余裕をもって、計画的に受検上の配慮に関する周知等を行うことが重要です。

(参考)「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の「分野別の留意事項」においては、高等教育段階における合理的配慮等の情報公開の具体例として、「入学試験における障害のある受験者への配慮の内容など、可能な限り具体的に明示することが望ましく、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開することが重要である」とされています。

## <高等学校入学者選抜に関する実施要項等での周知>

高等学校入学者選抜に関する実施要項などに受検上の配慮について記載した上で、ホームページに掲載したり、学校を通じて生徒・保護者に配布したりすることにより、生徒・保護者及び学校関係者に対し、十分な情報の提供を行うことが重要です。

高等学校入学者選抜に関する実施要項等で示す内容は、例えば次のような内容が考えられます。

### 手続きの流れ

生徒・保護者及び学校関係者に対して、具体的なプロセスや提出する書類の締切などを分かりやすく記載する。例えば、受検上の配慮に係る申請の流れを図表で示すなどが考えられる。

### 申請受付期間

受検上の配慮に係る申請受付については、出願する入学者選抜の出願の締切時期又はそれよりも早い時期を締切とすることが考えられる。具体的には、生徒・保護者からの相談を受け、在籍中学校が、①出願前の定められた締切までに都道府県教育委員会や志願予定先の高等学校に申請書類を添えて申請する。②事前に在籍中学校と志願予定先の高等学校とが連絡・調整を行った上で、出願時に都道府県教育委員会や志願する高等学校に申請書類を添えて申請する。③出願時に志願する高等学校へ申請書類を添えて申請する。などが想定されるが、いずれも、申請受付開始日及び申請受付締切日の取扱いを明確に示すことが望ましい。

(参考)各都道府県が入学者選抜実施要項等で示している「申請時期」及び「申請受付期間」の状況

(「令和4年度公立高等学校入学者選抜に係る改善状況調査」(文部科学省実施)より)

・申請時期(回答:47 都道府県)

10月	4
11月	6
12月	9
1月	14
2月	17
3月	8
示していない。	17

・申請受付期間(回答:47 都道府県)

1～2週間程度	10
3～4週間程度	1
1～2か月程度	6
3～4か月程度	4
5～6か月程度	1
示していない。	26

### 申請先

受検上の配慮に係る申請先については、中学校校長を經由して志願先の高等学校長に申請する場合や都道府県教育委員会に申請する場合などが考えられる。いずれも、生徒・保護者や中学校と志願先の高等学校や都道府県教育委員会が適切に連携できるよう、明確に示すことが望ましい。

なお、配慮事項の協議や当日の配慮に向けた準備に時間を要することが見込まれるなどの理由で、申請の締切より前に相談や協議を行うことも考えられる場合には、その内容についても記載することが重要である。

(参考)各都道府県が入学者選抜実施要項等で示している「申請先」の状況

(「令和4年度公立高等学校入学者選抜に係る改善状況調査」(文部科学省実施)より)

・申請先 (回答:47 都道府県)

中学校	2
高等学校	40
教育委員会	10

### 提出書類

受検上の配慮に係る申請をするに当たり必要な書類として、氏名や障害の状態、希望する配慮事項、中学校での学習生活の様子や日常で配慮している内容などについて記載した受検上の配慮に関する申請書に加え、都道府県教育委員会等が受検上の配慮を決定する際に参考とする資料(中学校での学習・学校生活の様子や定期考査や授業等で配慮している内容を記載した書類、個別の教育支援計画(写し)や医師の診断書(写し)など)などが想定される。これらの書類の中には、作成等に時間を要する書類もあることから、提出を依頼することが想定される書類について示しておくことが望ましい。また、提出書類の作成に当たっては、生徒・保護者及び中学校の担当教員等、複数の者が携わることになることから、特に配慮に関する申請書については、様式を定めるとともに、記載例やこれまで実施した受検上の配慮を示しておくことが望ましい。

(参考)各都道府県が入学者選抜実施要項等で示している「医師の診断書の提出」の状況

(「令和4年度公立高等学校入学者選抜に係る改善状況調査」(文部科学省実施)より)

・医師の診断書の提出 (回答:47 都道府県)

必要に応じて提出	26
必ず提出	6
提出は求めている。	15

### 決定方法・時期

受検上の配慮事項を決定するに当たっては、本人・保護者や都道府県教育委員会等と可能な限り合意形成を図った上で決定し、本人に提供することが望ましい。その際、中学校において行われている配慮や支援の内容が参考になる場合もあることから、申請を受けた高等学校長は中学校長と十分連絡を取り、都道府県教育委員会と協議の上、決定するなど、関係者が連携することが重要である。

また、決定した受検上の配慮事項について、在籍する中学校長や志願先の高等学校長、生徒に通知する方法や時期、決定に不服がある場合の対応について示しておくことが重要である。

(参考)都道府県が入学者選抜実施要項等で示している「決定方法」及び「申請に対する回答時期」の状況  
(「令和4年度公立高等学校入学者選抜に係る改善状況調査」(文部科学省実施)より)

・決定方法 (回答:47 都道府県)

中学校や高等学校等と協議の上、教育委員会が決定	19
中学校や教育委員会等と協議の上、高等学校が決定	26
その他	4

・申請に対する回答時期 (回答:47 都道府県)

概ね試験日の1～2週間前	15
概ね試験日の3～4週間前	5
概ね試験日の1～2か月前	3
示していない	25

### 締め切り後の申請の方法

申請期間に申請していない者であっても、急病や事故などやむを得ない理由により、受検上の配慮を申請することも想定されることから、申請締め切り後に受検上の配慮を申請する場合の対応方法について示しておくことが重要である。

## <説明会の実施や個別の相談対応>

生徒・保護者及び学校関係者を対象とした説明会においては、生徒・保護者及び学校関係者が、受検上の配慮に関する手続きの流れ、高等学校長、中学校長、都道府県教育委員会等の関係者の役割、今後の予定などについて具体的なイメージをもてるような内容を含むことが必要です。また、生徒・保護者が受検上の配慮について関心を持ったときや不安を感じたときに、調べたり相談したりできるよう、情報の掲載先や連絡先を周知することも重要です。

(取組の例)

【これまで実施した配慮事項の周知】

- ・ 高等学校入学者選抜に関する実施要項において、これまで提供した受検上の配慮の一例を提示し、生徒・保護者及び学校関係者に周知する。

【リーフレットによる周知】

- ・ 高等学校入学者選抜に関する実施要項とは別に、受検上の配慮を希望する場合の対応、流れ、実施した配慮の一例、相談窓口等の情報をまとめたリーフレットを作成し、生徒・保護者、学校関係者に周知する。

## ② 生徒・保護者からの申出

生徒・保護者が受検上の配慮を希望する場合の手続きは、高等学校入学者選抜に関する実施要領等に示した手続きの流れに従い進めることとなりますが、都道府県教育委員会においては、生徒・保護者及び学校関係者が共通認識を持ちながら配慮事項の決定に向けた検討を進められるよう工夫が必要です。具体的には、中学校を通じて手続きを行うことが想定されるため、生徒・保護者から受検上の配慮の申請を希望するという意向があった場合には、まずは、生徒・保護者・中学校の担当者等が、生徒の障害の状態、中学校での生活の様子や配慮の内容、希望する受検上の配慮事項等について整理し、申請内容について生徒・保護者、中学校の関係者が合意形成を図っておくことが重要です。

また、配慮事項の協議や試験当日の配慮の実施に向けた準備に時間を要すると想定される場合などには、市町村教育委員会等と連携し、都道府県教育委員会が申請に先立って、生徒・保護者や中学校から相談を受け付けたり、中学校での配慮の状況を確認したりすることなども考えられます。

なお、申請に当たっては、都道府県教育委員会が、申請様式や必要書類を示すとともに記載例を示すなどの工夫も必要です。

## ③ 関係者による調整及び配慮事項の決定

<関係者と連携した決定までの流れ>

受検上の配慮事項を決定するにあたっては、合理的配慮と同様に子供一人一人の障害の状態等を踏まえて教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討を通して、個々に決定されるものですが、入学者選抜という特性上、あわせて公平性の観点からも検討が必要であり、試験問題や課題等の程度を変えない範囲で配慮事項を決定することが求められます。

決定に当たっては、中学校において行われている配慮や支援の内容が参考になる場合もあることから、例えば個別の教育支援計画を活用するなど、中学校と高等学校とが連携を図り、積極的に情報共有を行うことが重要です。

また、決定に当たっては、生徒・保護者、中学校、高等学校、都道府県教育委員会が連携して合意形成を図る必要があります、そのためには、必要に応じて対話を行ったり、中学校における生徒に係る配慮の状況を確認したりすることなどが考えられます。

なお、近年、受検上の配慮に係る申請の件数が増加傾向にあり、申請の増加に伴う都道府県教育委員会等の事務負担の増加を考慮して、例えば、生徒の座席の位置の配慮など、過去に同様の配慮を複数回提供したことがある等、明らかに検査の公正さを確保できる場合には、高等学校長が受検上の配慮事項の決定について判断することも考えられます。その際は、都道府県教育委員会が、高等学校に対して、これまでに配慮を行った事項を示すとともに、高等学校長が判断した配慮についても実施前に都道府県教育委員会に報告を求め、実施内容について把握しておくことが重要です。

(取組の例)

#### 【配慮事項を決定する前のシミュレーションの実施】

- ・ 申出があった配慮の内容を決定するに当たって、配慮の内容や実施方法が適切かつ実施に当たって支障が生じないことを確認するため、生徒・保護者及び学校関係者等によるシミュレーションを実施する。シミュレーションの結果を踏まえ、高等学校と都道府県教育委員会とが協議し、内容や実施方法等を決定する。

#### 【市町村委員会と連携した取組】

- ・ 都道府県教育委員会が、日頃から、市町村教育委員会を通じて、配慮を受けることが見込まれる生徒の中学校の様子を把握したり、都道府県教育委員会が市町村教育委員会に対して、受検上の配慮に関する説明会を実施したりするなど、都道府県教育委員会と市町村教育委員会とが十分な情報共有を図りながら、時間的な余裕をもって検討を行う。

### ＜決定した配慮事項の通知＞

決定した配慮事項について、できるだけ早い時期に、生徒・保護者、中学校、高等学校等の関係者に通知することが重要です。特に、生徒・保護者には決定した配慮事項について、例えば、私物の持ち込みを許可する場合は持ち込みに当たっての条件も含め、必要な事項を過不足なく文書等で正確に伝えることが重要です。また、受検上の配慮を実施する高等学校の担当者とも情報を共有し、試験当日の対応について準備を行うよう依頼することが重要です。

なお、受検上の配慮に係る申請において、その一部または全部を実施しないことに決定した場合は、その旨を志願先の高等学校、在籍中学校、生徒に通知するとともに、その理由を具体的に説明する必要があります。

#### ④ 受検上の配慮の提供

配慮を実施する高等学校においては、事前に関係する教職員へ説明や打ち合わせの場を設けるなど、関係者間で事前に配慮の具体について共通理解を図ることが重要です。

円滑かつ適正に配慮を実施できるよう、事前に当日の対応についてまとめた資料を作成し関係者間で共有するとともに、事前に当日の対応者が当日と同じ環境（場所・ICT機器の設定等）でシミュレーション等を行うことも考えられます。

また、入学後も、一人一人の障害などの状態に応じた適切な指導が提供されることが重要であることから、合格発表後に速やかに、生徒・保護者及び学校関係者等との協議の上、具体的な配慮内容について検討・決定することが求められます。

## 第2編 受検上の配慮に関する参考例

本編では、想定される受検上の配慮の一例を障害種別（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害）に、次の項目に沿って紹介します。

1. 障害の状態、中学校での配慮事項
2. 当日までの流れ
3. 当日の配慮内容
4. 高校入学後の想定される配慮内容

障害のある子供の教育支援の基本的な考え方や障害の状態等に応じた教育的対応については「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）を参照すること。

なお、合理的配慮を提供する際は、本人・保護者等とよく相談し、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。

## 視覚障害のある生徒に対する配慮の例

---

### ● 問題文に関する配慮①（拡大問題冊子の配布）

#### 1. 障害の状態、中学校での配慮事項

両方の眼に疾患があり、眼鏡をかけても低視力（両眼 0.3）であった。就学とともにルーペや単眼鏡などの視覚補助具等の活用については、通級による指導（弱視）で学習していた。

視力は安定しているものの眼の疾患から生じる見え方の困難さがあるため、中学校でも通級による指導での視覚補助具等の活用についての学習を継続していた。各教科等の授業担当者は、本人が読みやすいフォントで教材を提供したり、単純拡大した学習プリントを配布したりするなど見えにくさへの配慮を提供していた。

#### 2. 当日までの流れ

都道府県教育委員会が示した規定に沿った対応を行った。中学校担任と管理職、高等学校職員、都道府県教育委員会とが打ち合わせを行い、当日の受検までの段取りや提供する配慮の内容を確認した。特に、問題で使用する文字を本人が読みやすいフォントへの変更することについては、受検上の配慮として提供する内容としての必要性や公平性について検討し、決定した。

#### 3. 当日の配慮内容

検査会場内の移動は、都道府県教育委員会の職員が介助する体制を取った。

視覚補助具については、本人が持参したものを監督者が確認した後に使用を許可した。また、問題文は本人が読みやすいフォントに変更した拡大問題冊子を配布して実施した。

#### 4. 高校入学後に想定される配慮内容

本人が読みやすいフォントで教材を提供したり、単純拡大した学習プリントを配布したりするなどして見えにくさの困難さを軽減する。

## 視覚障害のある生徒に対する配慮の例

---

### ● 問題文に関する配慮②（問題文の代読）

#### 1. 障害の状態、中学校での配慮事項

右の眼球は摘出して無く、左眼は疾患があり視野が欠け、眼鏡をかけても低視力（0.1）のため、移動のときの安全確認や読み書きについて困難さがあった。中学校では弱視特別支援学級に在籍して、本人が拡大読書器を活用しながら、必要に応じて教師の代読によるやりとりで補助的に情報保障しながら学習を行っていた。

#### 2. 当日までの流れ

都道府県教育委員会の規定では、代読の場合は都道府県教育委員会が定めた実施要項に基づいて行うこととしていた。

その規定により、在籍する中学校の教師を代読者とし、都道府県教育委員会と高等学校、代読者である中学校の教師と共に当日の流れを確認した。また、本人が中学校で使用している拡大読書器の使用を許可し、前日に検査会場に設置した。

#### 3. 当日の配慮内容

検査会場内の移動は、都道府県教育委員会の職員が介助する体制を取った。また、検査会場は別室受検とし、1教科の検査時間をそれぞれ延長したが、1日日程で終了するよう調整して実施した。

情報保障については、拡大読書器を使用するとともに、必要に応じて代読によって補助することで提供した。

#### 4. 高校入学後に想定される配慮内容

眼疾患による見え方の状態に応じて、ICT端末に備わっているリフロー機能等を活用し、文章の拡大機能や音声読み上げ機能を併用して情報を保障することが考えられる。

## 聴覚障害のある生徒に対する配慮の例

---

### ● ヒアリングに関する配慮

#### 1. 障害の状態、中学校での配慮事項

両耳、感音性難聴であり、裸耳聴力はともに 105dB である。右耳に人工内耳を装着し、左耳に補聴器を装着している。特別支援学校（聴覚障害）中学部に在籍し、定期考査等のヒアリングの際は、本文や問題が文字化されたものを読み、解答していた。

#### 2. 当日までの流れ

本人・保護者の申請を基に、本人の在籍する特別支援学校長が受検する高等学校長にヒアリングの配慮等を依頼し、後日、本人・保護者、特別支援学校関係者及び高等学校関係者による受検シミュレーションを実施した後、都道府県教育委員会でヒアリングを免除し、代替問題を提示するという具体的な配慮内容を最終決定した。

#### 3. 当日の配慮内容

試験官が肉声で指示する際は、併せて指示内容を記したプリントを本人に配付し、指示を伝えた。

ヒアリングの試験の際は、別室に移動させ、本文や問題が似たような内容を文字化した代替問題を配付し、解答させた。

#### 4. 高校入学後に考えられる配慮内容

入学後も配慮を継続し、定期考査等のヒアリングは、本文や問題が文字化されたものをもとに、解答することが考えられる。

## 聴覚障害のある生徒に対する配慮の例

---

### ● 面接に関する配慮

#### 1. 障害の状態、中学校での配慮事項

両耳、感音性難聴であり、裸耳聴力は右耳が80dB、左耳が75dBである。両耳ともに補聴器を装用している。中学校では通常の学級に在籍し、通級による指導（難聴）を受けていた。学習時には、ワイヤレスの補聴援助システムを活用していた。

#### 2. 当日までの流れ

本人・保護者の申請を基に、本人の在籍する中学校長が受検する高等学校長に面接に関する配慮等を依頼し、後日、本人・保護者、中学校関係者（担任・通級による指導担当）及び高等学校関係者による面接シミュレーションを実施した後、都道府県教育委員会で面接における具体的な配慮内容を最終決定した。

#### 3. 当日の配慮内容

集団面接から、個人面接への対応に変更した。

面接時には、本人の持参したワイヤレスの補聴援助システムを使用し、質問等のやり取りを行った。また、本人が聞こえているかを確認しながら、ゆっくり大きな声で質問等を行った。

#### 4. 高校入学後に考えられる配慮内容

入学後も配慮を継続し、学習時には、ワイヤレスの補聴援助システムを活用することが考えられる。

## 知的障害のある生徒に対する配慮の例

---

### ● 問題文に関する配慮

#### 1. 障害の状態、中学校での配慮事項

通常の学級に在籍しており、知的障害の診断はないが、学習面での遅れが見られ、消しゴムで誤った解答を消す際に、全てきれいに消すことに対するこだわりから、消すことに時間がかかりすぎてしまうため、消しゴムで消さず、修正解答が分かるように書き直すようにしていた。

#### 2. 当日までの流れ

中学校から市町村教育委員会に相談後、中学校長、担任教員、本人・保護者での4者面談により、必要な配慮事項について協議を行った。中学校から都道府県教育委員会に、協議結果と中学校で行われている配慮を記載した申請書及び診断書を提出した。都道府県教育委員会は、申請書及び診断書をもとに、配慮事項を決定し、中学校を通じて本人・保護者に配慮の実施について通知した。

#### 3. 当日の配慮内容

中学校での定期考査における配慮をもとに、解答の修正をする際に、消しゴムを使用せず、二重線で修正することを認めた。修正が何度もあった場合に、監督者がその場で最終的な解答を確認することができるよう、別室での受検とした。

#### 4. 高校入学後に考えられる配慮

誤った解答を確実に消去できるようにする観点から、ICT機器を活用した解答を行えるようにする配慮が考えられる。

## 知的障害のある生徒に対する配慮の例

---

### ● 面接に関する配慮

#### 1. 障害の状態、中学校での配慮事項

通常の学級に在籍しており、知的障害の診断を受けていた。一斉指示では内容を聞き取れていないことがあるため、個別に分かりやすい指示を出す配慮を行っていた。

#### 2. 当日までの流れ

中学校から、当該生徒が受検を希望する高等学校に対して、受検上の配慮を要する生徒がいることについて相談を行った。高等学校が、中学校に、中学校で実施した配慮について聴き取りを行った上で、自校で実現可能な配慮であるか、公正さが保たれるかどうかを検討した結果、配慮を行うことが妥当であるとの決定を行った。これまでも同様の対応を行っており、都道府県教育委員会が示した規定においても高等学校による検討で対応可能な配慮だったので、中学校を通じて当該生徒の保護者に特別配慮通知書を送った。

#### 3. 当日の配慮内容

面接官が話している内容が確実に伝わるよう、集団面接ではなく、個人面接とした。また、通常よりもゆっくり、大きな声で質問をするように配慮した上で、なお質問の意図が伝わりにくい場合には、同席している、普段本人と接している中学校の担任教員が、質問の趣旨を変えない範囲で、本人に分かるような表現への言い直しを行うことを認めた。

#### 4. 高校入学後に考えられる配慮

全体指示を視覚的に把握できるよう板書や掲示で示す配慮や、あらかじめ決まっている内容の場合には、個別の指示書などで1日の流れとともに指示を確認できるようにする配慮が考えられる。

## 肢体不自由のある生徒に対する配慮の例

---

### ● 見えにくさ及び医療的ケアに関する配慮

#### 1. 障害の状態、中学校での配慮事項

特別支援学級に在籍しており、移動面では、距離に応じてつえや車いすを使用している。この他、高度近視により、実物投影機とディスプレイを使用して、文字等を見やすくするための配慮をしている。また、二分脊椎により、自己導尿を行うための多目的トイレを設置している。

#### 2. 当日までの流れ

保護者から中学校に受検上の配慮についての相談後、中学校から受検予定の高等学校へ特別な支援に関する申請許可に関する文書を提出し、高等学校は、申請内容にある中学校での配慮状況を確認した。確認後、本人・保護者が、受検予定の高等学校に出向き、申請内容に基づいたシミュレーションを行った後、都道府県教育委員会で最終決定をした。

#### 3. 当日の配慮内容

別室受検とし、自己導尿ができる多目的トイレのあるIFとした。また、休み時間中に自己導尿が終わらなかった場合は、次の教科の試験開始時刻を繰り下げて調整することとした。

見えにくさへの配慮として、中学校で使用している実物投影機とディスプレイの持ち込みを許可して受検を実施した。

#### 4. 高校入学後に想定される配慮内容

エレベーターの設置には時間がかかることから、当面、階段昇降車を学校に設置して対応することが考えられる。多目的トイレには、自己導尿時における緊急時に対応するための呼び出しブザーを設置することが考えられる。学習面においては、タブレット端末等の拡大機能等の活用も考えられる。

## 肢体不自由のある生徒に対する配慮の例

---

### ● 代筆解答に関する配慮

#### 1. 障害の状態、中学校での配慮事項

通常の学級に在籍しており、脳性まひがあり四肢の筋緊張が強いため、筆記用具を使用したり、教科のページをめくったりすることが難しい。また、他者の話す内容は理解できるが、音声での表出に時間を要したり、不明瞭になったりするため、支援員を配置して読み上げと代筆を行っている。この他、安定した姿勢が保てるように姿勢保持椅子を使用するとともに、書見台を使用して教科書等を見やすい位置に配置するなどの配慮をしている。

#### 2. 当日までの流れ

規定の申請手続きはあるが、代筆解答が必要な場合は、既定の申請手続きの時期に沿わずに、早めに都道府県教育委員会に相談することとしている。理由としては、代筆解答の配慮については、中学校での配慮の状況等を、都道府県教育委員会担当者や高等学校の教員が事前に調査する時間を要するためとしている。

#### 3. 当日の配慮内容

別室受検とし移動面にも配慮して、多目的トイレのある1Fとした。

本人の身体介助や問題用紙をめくる動作は中学校教員が行い、読み上げや代筆は、都道府県教育委員会担当者と高等学校担当者が行った。また、同室に2名の監督者を配置した。この他、中学校で使用している姿勢保持椅子や書見台の持ち込みを許可して実施した。

#### 4. 高校入学後に想定される配慮内容

中学校と同様、姿勢保持椅子や書見台の活用を想定している。また、支援員を配置して読み上げと代筆を行うとともに、タブレット端末等の読み上げ機能の活用や文字の入力等も導入することも考えられる。

## 病弱・身体虚弱の生徒に対する配慮の例

---

### ● 院内受検に関する配慮

#### 1. 障害の状態、中学校での配慮事項

小児がんにより、中学3年生の2学期より入院。病院内にある特別支援学校中学部に転入し、病院内で授業を受けていた。入院は、3月まで継続されることとなり、感染症等の不安により、外出許可も難しい状況であった。

体調は徐々に安定しており、病院内であれば、病室以外の部屋での受検も可能な状態だった。

#### 2. 当日までの流れ

都道府県教育委員会として、病院内の受検に関する要項が示されており、それに沿った対応を行った。病院担当者と都道府県教育委員会、高等学校職員とが打ち合わせを行い、当日の受検までの段取りを確認した。

ベッドから起き上がっての受検が可能だったため、前日に病室（個室）に机、椅子を搬入した。

受検中に体調が悪化した場合については、監督者が内線電話でナースステーションに連絡するとともに高等学校の本部に連絡を取り対応を行う、学校長は高校教育課と協議し、対応を監督者に伝えるなど、事前に役割と対応等を決めるようにした。

#### 3. 当日の配慮内容

当日の朝に、病院担当者と体調や緊急時の対応等の確認を行った。

病室に高等学校から派遣された試験監督2名の立ち会いの下、規定の時間通りに実施した。

#### 4. 高校入学後に考えられる配慮内容

退院後、体調が不安定で登校が難しいときは、遠隔教育を実施することも考えられる。

## 病弱・身体虚弱の生徒に対する配慮の例

---

### ● 面接に関する配慮（ICTの活用）

#### 1. 障害の状態、中学校での配慮事項

リウマチ性疾患の症状が悪化したため、歩くこと、書くこと、話すこと、聞くことについて困難さがあった。中学校には、車で登校し、車椅子を使用していた。文字を書くのがゆっくりとなり、聞き取りにくさがあったり、話す声も小さかったりしたため、担任とは、タブレットを通してやりとりを行っていた。

#### 2. 当日までの流れ

都道府県教育委員会の規定では、一定の期日までに配慮申請が必要であるが、病気の状態が悪化したため、急遽申請となり、中学校の状況を聞き取りしながら、申請の許可を行った。

#### 3. 当日の配慮内容

面接については、質問者は、ゆっくり大きな声で質問するようにした。また、聞き取りにくさがある場合には、視覚的にわかりやすいように、タブレット端末に質問を表示し、回答についても、タブレットに文字を打って回答するようにした。

#### 4. 高校入学後に考えられる配慮内容

体調に応じて、ICT 端末を活用し、文章の記入や音声読み上げ等を行うことが考えられる。

## 言語障害のある生徒に対する配慮の例

---

### ● 面接における話し方に関する配慮

#### 1. 障害の状態、中学校での配慮事項

吃音（話すとき連発する）の傾向がある。中学校では通常の学級に在籍し、小学校までは通級による指導（言語障害）を受けていた。学習時、回答させる際は、急がせず、時間的な余裕をもつなどの配慮を行った。

#### 2. 当日までの流れ

本人・保護者の申請を基に、本人の在籍する中学校長が受検する高等学校長に面接に関する配慮等を依頼し、後日、高等学校関係者が中学校関係者（担任）に確認するとともに、都道府県教育委員会へ相談の上、面接における具体的な配慮内容を決定した。

#### 3. 当日の配慮内容

集団面接において、本人の回答に時間を費やすことを考慮し、回答する順番については最後に設定した。

面接の担当者同士で、本人の回答を急がせない、時間的な余裕をもつなどの共通理解を図った。

#### 4. 高校入学後に考えられる配慮内容

入学後も配慮を継続し、学習時、回答させる際は、急がせず、時間的な余裕をもつなどの配慮を行うことが考えられる。また、本人の心理面への安定を図る上でも、吃音の状態を在籍する学級の生徒等に周知し、理解を求めることが考えられる。

## 言語障害のある生徒に対する配慮の例

---

### ● 面接方法に関する配慮

#### 1. 障害の状態、中学校での配慮事項

吃音（話すとき難発する）の傾向がある。中学校では通常の学級に在籍し、小学校までは通級による指導（言語障害）を受けていた。学習時、回答させる際は、急がせず、時間的な余裕をもつなどの配慮を行ったり、筆談での回答を認めたりした。また、吃音の状態を在籍する学級の生徒等に周知し、理解を求めた。

#### 2. 当日までの流れ

本人・保護者の申請を基に、本人の在籍する中学校長が受検する高等学校長に面接に関する配慮等を依頼し、後日、高等学校関係者が中学校関係者（担任）に確認するとともに、都道府県教育委員会へ相談の上、面接における具体的な配慮内容を決定した。

#### 3. 当日の配慮内容

集団面接から、個人面接への対応に変更した。

面接の担当者同士で、本人の回答をせかささない、時間的な余裕をもつなどの共通理解を図った。また、本人が回答に困難さを感じた場合には、本人からの求めに応じて、筆談での回答することも認める等の配慮も行った。

#### 4. 高校入学後に考えられる配慮内容

入学後も配慮を継続し、学習時、回答させる際は、急がせず、時間的な余裕をもつなどの配慮を行ったり、状況に応じて筆談をする際に、タブレット端末等を活用したりすることも考えられる。また、本人の心理面への安定を図る上でも、吃音の状態を在籍する学級の生徒等に周知し、理解を求めることが考えられる。

## 自閉症のある生徒に対する配慮の例

---

- 環境調整に関する配慮
- 問題及び解答用紙に関する配慮

### 1. 障害の状態、中学校での配慮事項

自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍しており、自閉スペクトラム症の診断を受けていた。視覚や聴覚における過敏さがあるため、普段からノイズキャンセルヘッドホンを使用していた。また、視覚認知の特性から、問題文の行を追うことに困難があったり、小さい文字は見にくかったりする状況があったため、蛍光ペンで文章の行を色分けして示したり、現在読んでいる行とその次の行を視覚的に捉えるための自助具（スリット等）の使用を認めたりしており、定期考査では試験時間の延長を行っていた。

### 2. 当日までの流れ

中学校から受検上の配慮を要する生徒がいることについて相談を受けた高等学校は、判断が難しい事例のため、市町村教育委員会及び教育事務所を通して、都道府県教育委員会に相談を行った。その際、中学校は、学校で作成している個別の教育支援計画や個別の指導計画などを根拠資料として提出した。都道府県教育委員会は総合的な判断のもと、配慮事項を決定し、中学校を通じて保護者に配慮の実施について通知した。

### 3. 当日の配慮内容

周囲の音が気にならないよう、ノイズキャンセルヘッドホンの装用を認めた。また、問題文の読み取りの際に、現在読んでいる行とその次の行を視覚的に捉えるための自助具（スリット等）の使用を認め、通常の受検時間の1.5倍の受検時間とした。加えて、設問番号と解答用紙の番号の対応を分かりやすくするために、設問番号と解答用紙の番号を色分けした。

### 4. 高校入学後に想定される配慮

引き続き、その時の本人の認知の特性からくる困難さを軽減するツールの使用を認めたり、それらを使用することについて、周囲の生徒や教職員に周知し理解を求めたりする配慮が考えられる。

## 自閉症のある生徒に対する配慮の例

---

### ● 書字に関する配慮

#### 1. 障害の状態、中学校での配慮事項

自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍しており、自閉スペクトラム症の診断を受けていた。目と手の協応動作に困難があり、書字を行う際に、小さいあるいは細い枠内に記入をすることが難しく、枠から大きくはみ出してしまう状況であった。そのため、中学校では、描画ソフトを使用し、タブレット端末の画面に指で解答を書くことを認める配慮を行っていた。

#### 2. 当日までの流れ

これまでになかった事例のため、高等学校から相談を受けた都道府県教育委員会の指導主事が学校に状況の確認を行った。担任や保護者からの話の聞き取りや定期考査時の様子を見取りを行った結果、都道府県教育委員会は、必要な配慮であるという判断を行った。検査2日前に、保護者が、本人が中学校で日常的に使用しているタブレット端末を受検する高校に持参し、高校で試験当日まで保管を行った。

#### 3. 当日の配慮内容

事前に持参し、高校で保管していたタブレット端末を使用しての回答を認めた。本人は、タブレット端末のワードパッドを使用して、指で端末の画面上に解答を書き、監督者である高等学校の教員が、その解答を解答用紙に転記する形をとった。このような回答方法のため、別室で受検をするという配慮も行った。

#### 4. 高校入学後に想定される配慮

ICT機器をより一層活用したり、書字以外の方法で解答をするようにしたりする配慮が考えられる。

## 情緒障害のある生徒に対する配慮の例

---

### ● 面接に関する配慮

#### 1. 障害の状態、中学校での配慮事項

通常の学級に在籍しており、情緒障害の診断を受けていた。選択制かん黙があり、学校生活では、自分から話をする姿は見られず、質問に対しては書字で対応していた。回答を求め際には、5分ほど待つ配慮を行っていた。心理的な状態から、学校に登校できないことも多かった。

#### 2. 当日までの流れ

保護者から相談を受けた中学校が、本人が受検を希望する高等学校に、希望する配慮事項について連絡を行った。高等学校は、都道府県教育委員会に連絡し、都道府県教育委員会と協議を行った上で、高等学校が配慮に対する決定を行い、中学校を通して、保護者に配慮の実施について通知した。

#### 3. 当日の配慮内容

本人の心理的な状態に配慮し、他生徒がいる中で待つことがないように、面接の順番を1番目とした。

面接では、本人が普段から使用しているホワイトボードとマーカーを使用し、質問に対して書字で答えることを認める配慮を行った。質問から回答までの待ち時間は、中学校での配慮に倣い、5分とした。また、学校に登校できないことが多かった状況を踏まえ、「中学校時代に頑張ったことは何か」という質問は行わないようにした。

#### 4. 高校入学後に想定される配慮

本人に合わせたコミュニケーション方法で意思の疎通を図ることができるようになるとともに、本人の心理面の安定を図る上でも、障害の状態について、周囲の生徒や教職員へ理解を深める配慮が考えられる。

## 情緒障害のある生徒に対する配慮の例

---

### ● 受検場所等に関する配慮

#### 1. 障害の状態、中学校での配慮事項

通常の学級に在籍しており、情緒障害の診断は受けていなかった。他者と接することに対する恐怖感や社会的な不安感を抱く傾向があることから、中学校に登校できないことがしばしばあった。他者の視線が気になることから、教室での座席は一番後ろに配置していた。また、清潔さに対する強迫的な観念があり、外出の際には常に手袋を着用していた。

#### 2. 当日までの流れ

中学校から市町村教育委員会に相談を行い、市町村教育委員会が中学校での状況の把握を行った。本人の要望を聞き取った結果、受検場所は全く初めての場所であり、知らない人が大多数を占めることから、教室内での座席位置の配慮ではなく、別室での受検を希望した。市町村教育委員会は、都道府県教育委員会に本人が希望する配慮事項を伝え、都道府県教育委員会は、受検する高等学校で対応が可能であることを確認した上で、市町村教育委員会を通じて、保護者に配慮の実施について通知した。

#### 3. 当日の配慮内容

別室を1室準備し、本人が1人だけで受けられるような配慮を行った。また、受検時間中の手袋の着用とともに、精神的な安定のために、普段着用している帽子を着用して試験を受けることを認めた。

#### 4. 高校入学後に想定される配慮

落ち着いて活動ができるようにするために、本人が日常的に相談できるような体制を作ったり、本人の心理面の安定を図るために、障害の状態について、周囲の生徒や教職員へ理解を深めたりする配慮が考えられる。

## 学習障害のある生徒に対する配慮の例

---

### ● 読字に関する配慮

#### 1. 障害の状態、中学校での配慮事項

特異的読字障害の診断があり、小学校中学年以降の漢字の読みに困難さがあることに加え、文字をスムーズに追視することが苦手である。読みの困難さについて、通級による指導の担当教員と連携し、拡大、読み上げ、ルビ振りの方法をそれぞれ試した上、本人が読み上げを希望したことから、中学校ではデイジー教科書を使用して学習を行ってきた。また、プリントなどは読む部分がわかりやすくなるよう、読む部分だけが見える自助具（スリット等）の使用も取り入れた。

#### 2. 当日までの流れ

本人・保護者と中学校で配慮申請に関する相談及び合意形成の後、指定された期日までに中学校長から志願先の高等学校長へ配慮申請を行った。中学校での配慮状況を踏まえ、申請を受けた高等学校長は都道府県教育委員会と相談し、配慮事項を決定した。決定内容については、高等学校長より中学校長を通じて本人・保護者へ伝えた。

#### 3. 当日の配慮内容

別室により、受検実施校の教員による読み上げを実施するとともに、読む部分だけが見える自助具（スリット等）の使用を許可した。

#### 4. 高校入学後の想定される配慮内容

継続して、教科書については音声教材を申請し使用したり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を使用したりすることなどが考えられる。

## 学習障害のある生徒に対する配慮の例

---

### ● 書字に関する配慮

#### 1. 障害の状態、中学校での配慮事項

教育センターの相談員による読み書き検査を実施し、目と手の協応運動が円滑に遂行できないことと漢字が正確に書けない状況が把握された。紙と鉛筆では授業時間内に板書ができないことから、タブレット端末を活用し、カメラ機能で板書を記録するとともに、ワープロ機能を使用してノート作成や課題解決を行った。定期テストの際にも、タブレット端末による回答を行ってきた。

#### 2. 当日までの流れ

本人・保護者と中学校で配慮申請に関する相談及び合意形成の後、指定された期日までに中学校長から都道府県教育委員会へ配慮申請を行った。都道府県教育委員会は中学校から聞き取りを行い、配慮事項を決定した。その際、タブレット端末については受検実施校のものを使用することとしたことから、事前に都道府県教育委員会と受検実施校とで機能の確認を行った。

#### 3. 当日の配慮内容

別室により、タブレット端末のワープロ機能を使用して回答を行った。漢字の書字問題と作図問題については、紙による回答を行った。

#### 4. 高校入学後の想定される配慮内容

高等学校においても、日常的な学習場面だけでなく定期テストにおいても、タブレット端末の使用を継続することが考えられる。

## 注意欠陥多動性障害のある生徒に対する配慮の例

---

### ● 指示の理解に関する配慮

#### 1. 障害の状態、中学校での配慮事項

注意集中が継続しにくく注意散漫になる傾向があるとともに、聴覚記憶が苦手であることから、指示の聞き漏らしや断片的な記憶によって、指示の内容を正確に遂行することが苦手である。中学校において、刺激の少ない座席配置の配慮を行ったり、指示が理解できているかどうか確認の声かけを行ったりしていた。また、通級による指導において、自分の特性を理解するとともに、重要な指示や連絡事項についてはメモをとる習慣の形成を図ったり、わからない場合に支援を求めたりすることができるよう指導を行ってきた。

#### 2. 当日までの流れ

本人・保護者と中学校で配慮申請に関する相談及び合意形成の後、指定された期日までに中学校長から都道府県教育委員会へ配慮申請を行った。都道府県教育委員会は中学校から聞き取りを行い、配慮事項を決定した。

#### 3. 当日の配慮内容

刺激が少なく監督者の指示に集中しやすいよう座席の位置を前方の端にした。

#### 4. 高校入学後に考えられる配慮内容

本人が集中しやすい座席配置を行ったり、メモを取る習慣が定着するように声をかけたり通級による指導と連携したりすることが考えられる。

## 注意欠陥多動性障害のある生徒に対する配慮の例

---

### ● 面接に関する配慮

#### 1. 障害の状態、中学校での配慮事項

注意欠陥多動性障害の診断があり、衝動性が見られる。慣れない環境では緊張感が高まり、突発的に行動したり発言したりすることがあったり、指定された時間を待つことができなかつたりする状況が見られた。日常と違う状況が想定される場合には、事前に見通しを伝えたり、刺激の少ない環境設定を行ったりするとともに、本人自身が自分の特性理解を進めてきた。

#### 2. 当日までの流れ

本人・保護者と中学校で配慮申請に関する相談及び合意形成の後、指定された期日までに中学校長から志願先の高等学校長へ配慮申請を行った。高等学校と都道府県教育委員会で中学校へ訪問し、行動観察と実施されている配慮状況の聞き取りを行った上で、配慮事項を決定した。

#### 3. 当日の配慮内容

面接において、落ち着いて話すことができるよう、集団面接から個人面接に変更するとともに、面接の順番を始めに設定した。

#### 4. 高校入学後の配慮内容

教室の中の視覚的な情報を精選したり、学習や生活の見通しがもてるようスケジュールを提示したりすることが考えられる。